

単純な労務に雇用される職員の旅費に関する規則

平成27年 3月30日規則第59号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）の適用を受ける職員に対して支給する旅費については、大阪市の例による。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。